

新旧対照表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 8 章 その他の財産 第 1 節 株式及び出資</p> <p>(評価差額に対する法人税額等に相当する金額)</p> <p>186-2 185((純資産価額))の「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」は、次の(1)の金額から(2)の金額を控除した残額がある場合におけるその残額に <u>38%</u> (法人税(地方法人税及び防衛特別法人税を含む。)、事業税(特別法人事業税を含む。)、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合) を乗じて計算した金額とする。</p> <p>(1)、(2) (省略)</p> <p>(注) 1～3 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 その他の財産 第 1 節 株式及び出資</p> <p>(評価差額に対する法人税額等に相当する金額)</p> <p>186-2 185((純資産価額))の「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」は、次の(1)の金額から(2)の金額を控除した残額がある場合におけるその残額に <u>37%</u> (法人税(地方法人税を含む。)、事業税(特別法人事業税を含む。)、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合) を乗じて計算した金額とする。</p> <p>(1)、(2) (同左)</p> <p>(注) 1～3 (同左)</p>